

## 第一〇二回

### 参第二号

#### 情報公開法（案）

#### 目次

第一章 総則（第一条 - 第四条）

第二章 国の公文書の公開（第五条 - 第十八条）

第三章 地方公共団体の公文書の公開（第十九条・第二十条）

第四章 政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開（第二十一条 - 第二十四条）

第五章 不服申立て（第二十五条 - 第二十八条）

第六章 情報公開制度審議会（第二十九条）

第七章 雑則（第三十条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の理念に基づき、国、地方公共団体等の行政等に関する情報についての知る権利を保障するため、国、地方公共団体等の公文書の公開の責務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧、謄写等に関し必要な事項を定め、もつて国、地方公共団体等の行政等の公正な運営に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「国の機関」とは、衆議院、参議院、裁判所、内閣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する国の行政機関、人事院及び会計検査院並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長をいう。

2 この法律において「政府関係法人」とは、国が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「地方公共団体関係法人」とは、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

4 この法律において「公文書」とは、国、地方公共団体又は政府関係法人若しくは地方公共団体関係法人が所持し、又は保管している次の各号に掲げるものに係る文書、図画、写真及びマイクロフィルム、録音テープ、コンピューターによる自動データ処理のための採録物その他の採録物をいう。

一 事務又は業務に関する記録

二 予算及びその執行に関する記録

- 三 事務又は業務に係る通達及び訓令
- 四 事務又は業務に係る統計その他の資料
- 五 事務又は業務に係る報告又は試験研究記録
- 六 議事録、会議録その他会議の記録

( 公文書を公開する責務 )

第三条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、公文書を公開する責務を有する。

( 情報の提供 )

第四条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、情報を積極的に提供するように努めなければならない。

## 第二章 国の公文書の公開

( 国の公文書の閲覧及び謄写の権利 )

第五条 何人も、国の公文書の閲覧( 採録物の再生を含む。以下同じ。 )をし、かつ、謄写( 採録物からの採録を含む。以下同じ。 )をする権利を有する。

( 非公開とすることができる公文書 )

第六条 国の機関の長( 裁判所にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。 )は、次の各号に掲げる事項に係る公文書については、閲覧又は謄写をさせないことができる。

- 一 我が国の安全又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写をさせることにより国家の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがあると明白に認められるもの
- 二 当該機関の意思決定の過程における専ら当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換のための文書等の内容をなす事項( 事実に係るものを除く。 )であつて、閲覧又は謄写をさせることにより当該機関の意思形成を害すると認めるに足る相当の理由があるもの
- 三 個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する事項( 公務員又は公務員であつた者に係る事項であつて閲覧又は謄写をさせることが公益上必要があると認められるものを除く。 )であつて、閲覧又は謄写をさせることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの
- 四 会社その他の企業又は団体に係る事項( 国民の生命及び身体の安全又は健康に悪影響を及ぼすおそれがある事項を除く。 )であつて、閲覧又は謄写をさせることにより当該企業又は団体の利益を著しく害すると認めるに足る相当な理由があるもの( 公益的性格を有する企業の事業の計画等に関する事項で国民生活に重大な影響を及ぼすものを除く。 )
- 五 犯罪の捜査、訴追又は刑の執行に関する事項であつて、閲覧又は謄写をさせることによりこれらの遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあると明白に認められるもの

- 六 前各号に掲げるもののほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている事項
- 2 国の機関の長は、公文書が前項各号に掲げる事項に係る部分とそれ以外の部分とからなる場合において、当該事項に係る部分とそれ以外の部分とを合理的に分離できるときは、当該事項に係る部分以外の部分は、閲覧又は謄写をさせなければならない。
  - 3 国の機関の長は、第一項第三号に掲げる事項に係る公文書であつても、当該事項に係る個人が閲覧若しくは謄写の請求をした場合又は閲覧若しくは謄写をさせることを承諾した場合には、当該公文書の当該事項につき閲覧又は謄写をさせるものとする。
  - 4 国の機関の長は、第一項各号に掲げる事項に係る公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該公文書の閲覧又は謄写をさせるものとする。
  - 5 第一項の規定は、我が国の安全又は外交に関する事項に係る公文書でその作成し、又は入手した日から十五年を経過したものについては、適用しない。

(公文書の閲覧又は謄写の請求)

第七条 公文書の閲覧又は謄写の請求は、政令で定めるところにより、現に当該公文書を所持し、又は保管している国の機関の長に対してしなければならない。

- 2 国の機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内に当該請求に係る公文書の閲覧又は謄写をさせるかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができない相当な理由があるときは、二週間以内の範囲内において、当該期間を延長することができる。
- 3 国の機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が閲覧又は謄写をさせない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 4 国の機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る公文書を所持し、又は保管していないときは、当該請求の日から二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る公文書を他の国の機関が所持し、又は保管しているときは、その旨を教示しなければならない。

(謄写の費用)

第八条 公文書を謄写する者は、政令で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(公文書の訂正)

第九条 公文書の閲覧又は謄写を請求した者は、当該閲覧又は謄写をした公文書の自己に関する事項に誤りがあると思料したときは、その訂正を請求することができる。ただし、他の法律において訂正を請求することができるとされている公文書については、この限りでない。

- 2 国の機関の長は、前項の請求が理由があると認めるときは、当該公文書の当該請求に係る事項について訂正をしなければならない。

(公文書の目録簿)

第十条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書の目録簿を備えなければならない。

2 国の機関の長は、前項の目録簿に公文書の種類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に登載しなければならない。ただし、第六条第一項の規定により閲覧又は謄写をさせないことができることとされている公文書については、この限りでない。

3 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する公文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係る公文書に該当しないこととなつた場合について準用する。

4 国の機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に登載された事項の要旨を公表しなければならない。

（個人のプライバシーに関する事項に係る公文書の作成目的等の公表）

第十一条 国の機関の長は、第六条第一項第三号に規定する個人のプライバシーに関する事項に係る公文書については、政令で定めるところにより、当該公文書ごとに、その作成又は入手の目的及び方法を公表しなければならない。

（機構の整備等）

第十二条 国の機関の長は、公文書の閲覧又は謄写に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機構の整備、公文書の閲覧又は謄写の場所の確保及び閲覧又は謄写に必要な設備の整備に努めなければならない。

（公文書の公開状況の公表）

第十三条 国の機関の長は、毎年、閲覧又は謄写の請求に応じた公文書の件数、閲覧又は謄写をさせない旨の決定をした公文書の件名及びその理由その他公文書の公開の状況について、一般に公表しなければならない。

（文書等の作成及び整理）

第十四条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならない。

（公文書の保管）

第十五条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

（事務又は業務の執行状況の公表）

第十六条 国の機関の長は、毎年、当該国の機関の事務又は業務の執行の状況について、一般に公表しなければならない。

（権限の委任）

第十七条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務又は業務を、当該国の機関所属の職員に委任することができる。

（衆議院等に対する規定の適用）

第十八条 衆議院、参議院、裁判所、人事院及び会計検査院についての第七条第一項及び第三項、第八条、第十条第四項、第十一条、第十四条、第十五条、前条並びに第三十条の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「当該国の機関の規則（裁判所にあつては最高裁判所規則）」とする。

### 第三章 地方公共団体の公文書の公開

（地方公共団体の公文書の閲覧及び謄写の権利）

第十九条 何人も、地方公共団体の公文書の閲覧をし、かつ、謄写をする権利を有する。

（地方公共団体の公文書の公開に関する条例）

第二十条 非公開とすることができる地方公共団体の公文書の範囲、地方公共団体の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他地方公共団体の公文書の公開に関し必要な事項は、条例で定める。

### 第四章 政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開

（政府関係法人の公文書の閲覧及び謄写の権利）

第二十一条 何人も、政府関係法人の公文書の閲覧をし、かつ、謄写をする権利を有する。

（準用）

第二十二条 第六条から第十七条まで及び第二十五条の規定は、政府関係法人について準用する。この場合において、第六条、第七条、第九条第二項及び第十条から第十七条まで中「国の機関の長」とあるのは、「政府関係法人の代表者」と読み替えるものとする。

（地方公共団体関係法人の公文書の閲覧及び謄写の権利）

第二十三条 何人も、地方公共団体関係法人の公文書の閲覧をし、かつ、謄写をする権利を有する。

（準用）

第二十四条 第二十条及び第二十七条の規定は、地方公共団体関係法人について準用する。

### 第五章 不服申立て

（不服申立て）

第二十五条 国の公文書（衆議院、参議院、裁判所、人事院及び会計検査院が所持し、又は保管している公文書を除く。）の閲覧又は謄写に関する処分については、情報公開審査委員会に対してのみ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができる。

2 前項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。

3 第一項に規定する不服申立てについては、国の機関の長が、公文書の閲覧又は謄写の請求を受けた日から四週間以内になんらの処分をしなかつたときは、当該期間を経過した日に当該公文書の閲覧又は謄写をさせない旨の決定があつたものとみなす。

4 第一項に規定する不服申立ての手續に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第二十六条 情報公開審査委員会の組織及び運営に関しては、別に法律で定める。

第二十七条 地方公共団体の公文書の閲覧又は謄写に関する処分については、地方情報公開審査委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する不服申立てについて準用する。

3 第一項に規定する不服申立ての手續に関し必要な事項は、条例で定める。

第二十八条 地方情報公開審査委員会の組織及び運営に関しては、条例で定める。

#### 第六章 情報公開制度審議会

(情報公開制度審議会)

第二十九条 内閣総理大臣の諮問に応じ、情報の収集、処理、保管、利用及び公開に関する事項を調査審議させるため、総理府に、情報公開制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について内閣総理大臣に建議することができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第七章 雑則

(政令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、国及び政府関係法人の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他これらの公文書の閲覧又は謄写に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 国の機関の長等は、この法律による情報公開に関する制度の円滑な実施を確保するため、公文書の目録簿への登載その他必要な準備を、この法律の施行前においても行うことができる。

(総理府設置法の一部改正)

第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 情報公開法(昭和六十年法律第 号)の施行に関すること。

## 理 由

国、地方公共団体等の行政等の公正な運営を図るため、日本国憲法の理念に基づき、国、地方公共団体等の公文書の公開の責務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧、謄写等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約二億五千万円の見込みである。